

令和元年第6羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年9月20日（金曜日） 午後 2時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第54号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○出席議員（8名）

1番 金 木 直 文 君	3番 平 山 美知子 君
4番 阿 部 和 也 君	5番 工 藤 正 幸 君
8番 逢 坂 照 雄 君	9番 舟 見 俊 明 君
10番 村 田 定 人 君	11番 森 淳 君

○欠席議員（3名）

2番 磯 野 直 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
総 務 課 総 務 係 長	山 田 太 志 君
上 下 水 道 課 長	渡 辺 博 樹 君
上 下 水 道 課 主 任 技 師 兼 業 務 係 長	吉 田 吉 信 君
上 下 水 道 課 管 理 係 長	越 谷 弘 和 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	杉 野 浩 君
書 記	土 清 水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和元年第6回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時30分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和元年第6回羽幌町議会臨時会の招集にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、また、先般の9月定例会に続きご出席を賜りまして 厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、議案として条例案1件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 平 山 美知子 君 4番 阿 部 和 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届け出は2番、磯野 直君、6番、船本秀雄君、7番、小寺光一君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第54号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第54号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、渡辺博樹君。

○上下水道課長（渡辺博樹君） ただいま上程されました議案第54号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和元年9月20日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年10月1日から指定給水装置工事事業者の指定が5年ごとの更新制となるため本条例における規定の整備を行うとともに、指定又は更新に係る事務手続の手数料について整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。

羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

羽幌町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明をいたしますので、別紙にて配付しております資料、羽幌町水道事業給水条例新旧対照表をごらんください。左側が現行条文、右側が改正案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

第6条第1項は、提案理由で申し上げましたとおり、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されることにより、5年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととなりますので、その指定の更新についての規程を追加するものであります。

第3項は、引用法令の変更に伴う改正でございます。

第5項は、指定給水装置工事事業者に関する事項は別に定める旨の規定を新たに1項加えております。

第19条は、名称変更に伴う改正であります。

第22条は、文言の修正及び名称変更に伴う改正であります。

次に、2ページ目をお開き願います。

第27条は、指定または更新の申請に係る事務が継続的業務となることから、同申請

の事務手続に係る手数料を1件1万円とする規定を新たに1号加えております。

第30条第2項は、文言の修正でございます。

第34条第1項は、引用法令の変更に伴う改正でございます。

次に、3ページ目の最後ですが、別表第1の名称変更及び関係条文の表記を改めるもの
でございます。

以上が改正内容の説明でございます。

改正文の朗読につきましてはただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第54号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 羽幌町水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のと
おり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和元年第6回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時38分）